

報告事項 ウ

鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度に関する実施要綱の改訂について

鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度に関する実施要綱の改訂について、別紙のとおり報告します。

令和6年9月11日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

定年延長の実施及び長期認定者のモチベーション維持の難しさ等、本制度の運用が15年経過する中で様々な課題が見えてきたことから、持続可能でより充実した制度としていくため、令和6年2月及び7月に「鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会」を行い、実施要綱及び確認事項等を示した【別添】の改訂について協議した。この度、エキスパート教員認定制度の実施要綱等を改訂し、関係者へ周知して運用を開始したい。

1 現状及び課題

- (1) 令和6年度の定年延長に伴い、エキスパート教員の認定について県教育委員会として方向性を示す必要がある。また、長期間にわたる認定者のモチベーションの維持の難しさやエキスパート教員のキャリア形成について考えていく必要がある。
- (2) 現行制度は、認定後、昇任及び事務局異動以外は、原則エキスパート教員を更新し続けることとなっているが、若い年代でエキスパート教員になるケースも増えており、育児、介護等様々なライフステージにおいて、エキスパート教員にとって働きやすい環境づくりを進めていく必要がある。エキスパート教員が、経験の浅い教員にとって身近で目標とする存在となり、本制度が持続可能で充実したものとなるよう、時代の変革に合わせて柔軟性を持たせながら本制度を改訂していくことが望まれる。

2 改訂の方向性

- (1) エキスパート教員の認定期間は3年間とし、原則としてその都度更新する。定年退職までの認定を原則とする。ただし、「認定期間内に満60歳に達する者について、年度内に県教育委員会が継続の有無について確認する。」「満60歳に達する年度以降であれば、認定期間に関わらず、本人が申し出た年度末において認定を解除することができる。」「3回目以降の更新時には、本人の申し出により県教育委員会と協議し、認定を解除することができる。」とする。
- (2) エキスパート教員が心身の故障などその役割を果たすことが困難な場合や育児、介護等様々な状況の場合は、県教育委員会と協議し、活動を「休止」できるとし、より柔軟な対応ができるようにする。

○実施要綱及び確認事項等を示した【別添】を改訂し、令和7年度推薦依頼からエキスパート教員に提示することで、本制度の更なる充実を図る。

3 平成31年度から令和5年度エキスパート教員新規認定者及び昇任・異動に係る認定者数と辞退理由

[5年間(H31～R5)の新規認定者数]

校種別認定分野	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
合計	32 ※うち義務教育学校 0名	21 ※うち義務教育学校 2名	37	13

[5年間(H31～R5)の昇任及び異動等に係る認定者数]

校種別認定分野	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
昇任	9	13	8	15	5	9	2	9
事務局異動	4		7		4		7	
退職	8		2		6		4	
辞退(その他)	6		3		10(1)		0	
合計	27		20		25		13	

※R5.3.31段階

[辞退理由]

	1期3年間の辞退者の辞退理由
小学校	(6名)分掌変更、介護、重責負担、ストレスによる体調不良、病休取得
中学校	(3名)キャリアアップ、特別支援学級指導専念、病休取得
高等学校	(10名)分掌業務等専念、重責負担

4 スケジュール

9月中旬	エキスパート教員認定制度の要綱改訂 特別支援学校長会で報告、高校校長協会研修会で報告
9月下旬	市町村(学校組)教育委員会に令和7年度エキスパート教員認定について通知を发出 特別支援学校については令和7年度エキスパート教員認定について推薦依頼
10月上旬	10月校長会連絡に掲載、各地区校長会で報告

鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度に関する実施要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度（以下「認定制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(認定制度の目的)

第2条 認定制度は、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定し、その教育指導技術等を広く普及することで全体の教育指導の改善を図り、もって鳥取県教育の充実を図ることを目的とする。

(役割)

第3条 エキスパート教員の役割は、次のとおりとする。

- (1) エキスパート教員が所属する学校（以下「所属校」という。）の他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。
- (2) 学習指導要領の趣旨を深く理解し、各認定分野における教育実践のモデルとして、所属校において、担当する授業を積極的に公開する。
- (3) 所属校における職務の遂行に支障のない範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言を行う。

(推薦基準)

第4条 エキスパート教員は、県立学校に勤務する教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項若しくは第2項の規定により再任用された教諭を除く。以下同じ。）または市町村（学校組合）立学校に勤務する教諭で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 各校種における各教科・科目、特別の教科 道徳、小学校外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動、自立活動及びICTを活用した教育活動または学級経営において、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行い、勤務成績が特に良好であること。
- (2) 教諭の職に原則として10年以上あること。ただし、経験年数が10年に満たない者であっても十分にエキスパート教員の資格があると推薦者が認める場合は、推薦可能とする。
- (3) 教諭の職で原則として2校以上の学校を勤務していること。
- (4) 認定校種・認定分野の免許状を有していること。

(認定)

第5条 エキスパート教員は、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）がこれを認定する。

2 県教育委員会は、エキスパート教員の認定に当たっては、「鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会」の意見を聴くものとする。

(認定期間及び更新)

第6条 エキスパート教員の認定期間は3年間とし、原則としてその都度更新する。ただし、定年退職までの期間が3年に満たない場合は、定年退職までの期間を認定期間とする。

2 3回目以降の更新時には、本人の申し出により県教育委員会と協議し、認定を解除することができる。なお、その場合でも、引き続き県の教育活動（研修会講師・実践紹介等）に協力を依頼することができる。

3 満60歳に達する年度以降であれば、認定期間に関わらず、本人が申し出た年度末において認定を解除することができる。

4 既認定者が新たな認定分野で認定された場合の認定期間は、新たな認定分野の認定から3年間とする。

(認定の解除等)

第7条 エキスパート教員に認定された教諭が他の職に任命される等、その役割を果たすことが困難であると県教育委員会が認めた場合は、認定期間中であっても認定を解除、凍結または休止することができる。

- (1) エキスパート教員が副校長または教頭に任命された場合、教育委員会事務局等に異動した場合は解除とする。
- (2) エキスパート教員が人事交流で県外の学校へ異動した場合、校種間異動をした場合、長期研修派遣となった場合等は、凍結とする。ただし、小学校認定者が義務教育学校（前期課程）を指導する場合、または中学校認定者が義務教育学校（後期課程）を指導する場合は、凍結とはしない。
- (3) エキスパート教員に認定された教諭が心身の故障などその役割を果たすことが困難な状況にあると本人が申し出た場合は、認定期間中であっても、**県教育委員会と協議し、認定を解除、もしくは活動を休止**することができる。また、**介護等の特別な状況の場合も、県教育委員会と協議し、活動を休止**することができる。休止期間は、**県教育委員会と協議して決定する**。

2 第6条第2項または前項第3号の規定によりエキスパート教員の認定の解除を希望する場合は、**県立学校長もしくは市町村（学校組合）教育委員会教育長が、県教育委員会に解除に係る申請書（別紙様式11または12）を提出することとする**。

(推薦手続き等)

第8条 エキスパート教員の認定は、次の各号に掲げる教諭の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者からの推薦に基づいて行うものとする。

(1) 県立学校に勤務する教諭：推薦に係る教諭が勤務する**県立学校長**

(2) 市町村（**学校組合**）立学校に勤務する教諭：推薦に係る教諭が勤務する学校を設置する市町村（**学校組合**）**教育委員会教育長**

- 2 前項の推薦は、エキスパート教員候補者推薦書等（別紙様式1～8）を提出しなければならない。
- 3 市町村（**学校組合**）**教育委員会教育長**は、市町村（**学校組合**）立学校に勤務する教諭の推薦に当たり、推薦に係る教諭が勤務する学校長の意見を聴くことができる。
- 4 認定解除となった教諭を、再度エキスパート教員に推薦する場合は、再認定の手続きを行うこととする。
- 5 教育委員会事務局等への人事異動により認定されなかった教諭を再度エキスパート教員に推薦する場合は、認定の手続きを行うこととする。その際、所属長は別紙様式9を提出しなければならない。
- 6 教育委員会事務局等への人事異動により認定解除となった教諭を再度エキスパート教員に推薦する場合は、再認定の手続きを行うこととする。その際、所属長は別紙様式10を提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、エキスパート教員認定制度に関し必要な事項は、**鳥取県教育委員会教育長が別に定める**。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月5日から施行する。

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

この要綱は、平成26年10月30日から施行する。

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

この要綱は、令和2年3月11日から施行する。

この要綱は、令和3年2月16日から施行する。

この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

この要綱は、令和6年9月11日から施行する。

1 確認事項

- (1) **（役割）** エキスパート教員の活動について、県教育委員会のホームページ等により情報発信する。小・中・義務教育学校においては、優れた教育指導技術等の普及を図るため、公開授業の動画をウェブサイト「とっとり『学びの部屋』」等に掲載する。また、Google Classroom等を活用して、エキスパート教員同士及びエキスパート教員と県教育委員会との連携を図る。**（第3条関連）**
- (2) **（推薦基準）** 経験年数が10年に満たない者（中堅教諭等資質向上研修を修了していない者）及び一部推薦基準を満たさない者を推薦の場合は、県立学校長もしくは市町村（学校組合）教育委員会教育長が県教育委員会との協議後、意見書を提出する。**【様式8】（第4条第1項関連）**
- (3) **（認定期間及び更新）** 認定期間内に満60歳に達する者について、年度内に県教育委員会が継続の有無について確認する。60歳に達する年度以降、認定の解除を希望する場合は、本人がその年度の12月末までに、県立学校長もしくは市町村（学校組合）教育委員会教育長に申し出る。申し出のあった県立学校長または市町村（学校組合）教育委員会教育長は、県教育委員会へその旨を伝える。**（第6条第3項関連）**
- (4) **（認定の解除等）** 認定者が心身の故障などにより、病気休暇の取得をせざるを得なくなった、または休職を発令された際には、認定を解除する場合がある。**（第7条第1項関連）**

「解除」	・副校長または教頭に任命された場合や教育委員会事務局等に異動した場合 ・心身の故障などにより、病気休暇の取得をせざるを得なくなった、または休職を発令された場合
「凍結」	・人事交流で県外の学校へ異動した場合、校種間異動をした場合、長期研修派遣となった場合等
「休止」	・心身の故障などその役割を果たすことが困難な状況や介護等の特別な状況の場合等、一定期間エキスパート教員の活動を休み場合 ※休止期間については、県教育委員会と協議して決定する

2 処遇について

- (1) 新たにエキスパート教員に認定された者は、原則として1区分上位の昇給区分とする。（既に認定されている者が、新たな認定分野について認定された場合は除く。）

3 手続きについて

- (1) 活動計画書と活動報告書の提出【別紙様式1・2】
 - ①新規認定者等、必要に応じて県教育委員会が所属校に訪問を行い、活動計画立案の支援をする。
 - ②適時、県教育委員会による所属校訪問を行い、連携を図る。
- (2) 公開授業・研修会の実施【様式1-①・1-②】
 - ①原則として所属校で実施する。
 - ②公開授業は、原則として年1回以上の実施を必須とする。研修会は任意実施とする。
 - ③県教育委員会が認めた場合に限り、研修会等を公開授業の代替にすることも可能とする。
- (3) 県教育委員会による希望者の県外研修等への派遣（上限4万5千円）【様式2】※オンライン受講可
 - ①研修計画書に、研修会情報を添付して提出する。
 - ②参加費、資料代（この場合、資料は個人持ちとすることはできない。学校保管とする。）、オンライン受講費も派遣費の対象となるが、研修計画書とともに事前に主催者からの県知事宛の「請求書（写しでよい）」を提出する必要がある。
 - ③研修計画書の提出については、派遣日の1ヶ月前までとするが、県外研修の参加費やオンライン受講費については、派遣日より前に支払いが必要な場合がある。この場合、支払い手続きには、少なくとも3週間程度かかるため、参加申込締切、受講費振込期間等の3週間前には研修計画書と請求書を提出する。
 - ④研修会等の開始時刻に間に合うように自宅を出発する際、出発時刻が午前7時よりも早い場合は前泊を認める場合がある。また、研修会終了後、自宅の到着時刻が午後9時を過ぎる場合は後泊を認める場合がある。

4 年間スケジュール(予定)

主なスケジュール※校種によって変更あり	エキスパート教員の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会による新規認定者等所属校訪問（4月） ・活動計画書の提出 ※提出締切 5月上旬 ・第1回エキスパート教員連絡協議会 ※開催予定 5月下旬 ・教育委員、選考委員、県教育委員会等の授業参観（適時） ・第2回エキスパート教員連絡協議会（12月～2月） ・活動報告書の提出 ※提出締切 3月上旬 	<p><実施要綱第3条より></p> <ul style="list-style-type: none"> ①所属校の他の教員に対する教育指導に関する指導、助言（随時） ②所属校における積極的な授業公開（随時） ③可能な範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言（随時） <p><全県に向けた公開授業・研修会の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> *全県に向けた公開授業（原則として年1回以上必須【様式1-①】を提出） *全県に向けた研修会等の実施（実施は任意【様式1-②】を提出） *県外研修等への参加（オンライン受講可）（希望者（上限4万5千円）【様式2】を提出）

鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度に関する実施要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度（以下「認定制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(認定制度の目的)

第2条 認定制度は、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定し、その教育指導技術等を広く普及することで全体の教育指導の改善を図り、もって鳥取県教育の充実を図ることを目的とする。

(役割)

第3条 エキスパート教員の役割は、次のとおりとする。

- (1) エキスパート教員が所属する学校（以下「所属校」という。）の他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。
- (2) 学習指導要領の趣旨を深く理解し、各認定分野における教育実践のモデルとして、所属校において、担当する授業を積極的に公開する。
- (3) 所属校における職務の遂行に支障のない範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言を行う。

(基準)

第4条 エキスパート教員は、県立学校に勤務する教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により再任用された教諭を除く。以下同じ。）又は市町村立学校（市町村の組合立の学校を含む。以下同じ。）に勤務する教諭で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 各校種における各教科・科目、特別の教科 道徳、小学校外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動、自立活動及び ICT を活用した教育活動又は学級経営において、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行い、勤務成績が特に良好であること。
- (2) 教諭の職に原則として10年以上あること。ただし、経験年数が10年に満たない者であっても十分にエキスパート教員の資格があると推薦者が認める場合は、推薦可能とする。
- (3) 教諭の職で原則として2校以上の学校を勤務していること。
- (4) 認定校種・認定分野の免許状を有していること。

(認定)

第5条 エキスパート教員は、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）がこれを認定する。
2 県教育委員会は、エキスパート教員の認定に当たっては、「鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会」の意見を聴くものとする。

(認定期間)

第6条 エキスパート教員の認定期間は3年間とし、原則としてその都度更新をする。

2 エキスパート教員に認定された教諭が他の職に任命される等、その役割を果たすことが困難であると県教育委員会が認めた場合は、認定期間中であっても認定を解除または凍結することができる。

- (1) エキスパート教員が副校長または教頭に任命された場合、教育委員会事務局等に異動した場合は解除とする。
- (2) エキスパート教員が人事交流で県外の学校へ異動した場合、校種間異動をした場合、長期研修派遣となった場合等は、凍結とする。ただし、小学校認定者が義務教育学校（前期課程）を指導する場合、または中学校認定者が義務教育学校（後期課程）を指導する場合は、凍結の扱いはしない。

- (3) エキスパート教員に認定された教諭が心身の故障などその役割を果たすことが困難な状況にあると本人が申し出た場合は、認定期間中であっても認定を解除することができる。
- 3 既認定者が新たな認定分野で認定された場合の認定期間は、新たな認定分野の認定から3年間とする。

(推薦等)

第7条 エキスパート教員の認定は、次の各号に掲げる教諭の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者からの推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 県立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校の校長
 - (2) 市町村立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会(市町村の組合立の学校にあっては、当該組合の教育委員会。以下「市町村教育委員会」という。)の教育長(以下「市町村教育長」という。)
- 2 前項の推薦は、エキスパート教員候補者推薦書等(別紙様式1~8)を提出しなければならない。
 - 3 市町村教育長は、市町村立学校に勤務する教諭の推薦に当たり、推薦に係る教諭が勤務する学校の校長の意見を聴くことができる。
 - 4 認定解除となった教諭を、再度エキスパート教員に推薦する場合は、再認定の手続きを行うこととする。
 - 5 教育委員会事務局等への人事異動により認定されなかった教諭を再度エキスパート教員に推薦する場合は、認定の手続きを行うこととする。その際、所属長は別紙様式9を提出しなければならない。
 - 6 教育委員会事務局等への人事異動により認定解除となった教諭を再度エキスパート教員に推薦する場合は、再認定の手続きを行うこととする。その際、所属長は別紙様式10を提出しなければならない。
 - 7 前6項に定めるもののほか、エキスパート教員の推薦に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年10月5日から施行する。
- この要綱は、平成25年10月21日から施行する。
- この要綱は、平成26年10月30日から施行する。
- この要綱は、平成27年10月22日から施行する。
- この要綱は、平成29年10月23日から施行する。
- この要綱は、平成31年2月28日から施行する。
- この要綱は、令和2年3月11日から施行する。
- この要綱は、令和3年2月16日から施行する。
- この要綱は、令和4年2月18日から施行する。
- この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

【別添】

令和6年度エキスパート教員認定制度の詳細について

令和6年4月5日
鳥取県教育委員会

1 エキスパート教員の役割（実施要綱第3条）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 所属校の他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。 ② 学習指導要領の趣旨を深く理解し、各認定分野における教育実践のモデルとして、所属校において、担当する授業を積極的に公開する。 ③ 所属校における職務の遂行に支障のない範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言を行う。 |
|--|

2 認定者の認定期間（実施要綱第6条）

- ・ 認定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間。原則としてその都度更新する。
- ・ 認定者が副校長または教頭に昇任した場合、教育委員会事務局等に異動した場合は、認定期間であっても認定を解除する。
- ・ 認定者が県外異動、校種間異動、長期研修派遣となった場合等は、認定期間を凍結とする。ただし、小学校認定者が義務教育学校（前期課程）を指導する場合、または中学校認定者が義務教育学校（後期課程）を指導する場合は、凍結の扱いとはしない。
- ・ 認定者が心身の故障などその役割を果たすことが困難な状況にあると本人が申し出た場合は、認定期間であっても認定を解除することができる。

3 今後のスケジュール(予定)

主なスケジュール	エキスパート教員の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会による新規認定者等所属校訪問（4月） ・ 活動計画書の提出 ※提出締切 令和6年5月10日（金） ・ 第1回エキスパート教員連絡協議会 ※開催予定 令和6年5月21日（火） ・ 教育委員、選考委員、県教育委員会等の授業参観（適時） ・ 第2回エキスパート教員連絡協議会（12月～2月） ・ 活動報告書の提出 ※提出締切 令和7年2月28日（金） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">＜実施要綱第3条より＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①所属校の他の教員に対する教育指導に関する指導、助言（随時） ②所属校における積極的な授業公開（随時） ③可能な範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言（随時） </div> <ul style="list-style-type: none"> * 全県に向けた公開授業 (原則として年1回以上必須 【様式1-①】を提出) * 全県に向けた研修会の実施 (実施は任意 【様式1-②】を提出) * 県外研修等への参加(オンライン受講可) (希望者(上限4万5千円)【様式2】を提出)

【確認事項】

- (1) 活動計画書と活動報告書の提出【別紙様式1・2】
 - ・ 県教育委員会が所属校を訪問し、新規認定者に応じた活動計画立案の支援をする。
 - ・ 適時、県教育委員会による所属校訪問を行い、連携を図る。
- (2) 公開授業・研修会の実施【様式1-①、1-②】
 - ・ 原則として所属校で実施する。
 - ・ 公開授業は、原則として年1回以上の実施を必須とする。研修会は任意実施とする。
- (3) 県教育委員会は希望者を県外研修等へ派遣(上限4万5千円)【様式2】※オンライン受講可
 - ・ 研修計画書に、研修会情報を添付して提出する。
 - ・ 参加費、資料代(この場合、資料は個人持ちとすることはできない。学校保管とする。)、オンライン受講費も派遣費の対象となるが、研修計画書とともに事前に主催者からの県知事宛の「請求書(写しでよい)」を提出する必要がある。
 - ・ 研修計画書の提出については、派遣日の一か月前までとするが、県外研修の参加費やオンライン受講費については、派遣日より前に支払いが必要な場合がある。この場合、支払い手続きには、少なくとも3週間程度かかるため、参加申込締切、受講費振込期間等の3週間前には研修計画書と請求書を提出する。
- (4) 県教育委員会等が授業を参観する場合がある。
- (5) 県教育委員会のホームページや県広報誌「夢ひろば」等により、活動を情報発信する。
- (6) 優れた教育指導技術等の普及を図るため、公開授業の動画をウェブサイト「とっとり『学びの部屋』」等に掲載する。
- (7) 小・中・義務教育学校においては、Google Classroom等を活用して、エキスパート教員同士及びエキスパート教員と教科等担当指導主事との連携を図る。

エキスパート教員認定解除に係る申請書[県立学校用]

下記のとおり認定解除に係る申請書を提出します。

記

1 エキスパート教員

所 属

氏 名

認定分野

認定年度

事 由

2 校長の意見（※実施要綱第6条2項の場合は記入不要）

令和 年 月 日

校長名

※ エキスパート教員の認定の解除を希望する事由等について記入すること。

エキスパート教員認定解除に係る申請書[市町村(学校組合)立学校用]

下記のとおり認定解除に係る申請書を提出します。

記

1 エキスパート教員

所 属

氏 名

認定分野

認定年度

事 由

2 校長の意見（※実施要綱第6条2項の場合は記入不要）

令和 年 月 日

校長名

教育長の意見（※実施要綱第6条2項の場合は記入不要）

※ エキスパート教員の認定の解除を希望する事由等について記入すること。

令和 年 月 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長

氏 名

鳥取県教育委員会
教育長 足羽 英樹 様

※押印不要